

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 1 0 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員および消防作業従事者等にかかる補償基礎額ならびに非常勤消防団員等の補償基礎額にかかる扶養親族の加算額を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

青梅市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同号ただし書き中「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「または第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3 3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表補償基礎額表中

「

団 長 お よ び	円	円	円
副団長	1 2, 5 0 0	1 3, 3 5 0	1 4, 2 0 0

分団長および副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長および団員	9,100	9,950	10,800

」を

「

団長および副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長および副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長および団員	9,700	10,500	11,300

」に

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項および第3項ならびに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた青梅市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間にかかる同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間にかかる傷病補償年金等については、なお従前の例による。